

会議録

平成29年第2回更別村議会定例会

第1日（平成29年6月5日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 報告第 1 号 平成28年度一般会計繰越明許費の件
- 第 7 議案第29号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 8 議案第30号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 9 議案第31号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第10 議案第32号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第11 議案第33号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第12 議案第34号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第13 議案第35号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第14 議案第36号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第15 議案第37号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第16 議案第38号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第17 議案第39号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第18 議案第40号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第19 議案第41号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第20 議案第42号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第21 議案第43号 更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業条例の一部を改正する条例制定の件
- 第22 議案第44号 十勝環境複合事務組合同規約の変更の件
- 第23 議案第45号 十勝環境複合事務組合の解散の件
- 第24 議案第46号 十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分の件
- 第25 議案第47号 十勝圏複合事務組合同規約の変更の件
- 第26 議案第48号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件
- 第27 議案第49号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松橋昌和	副議長	7番	本多芳宏
	1番	安村敏博		2番	太田綱基
	3番	高木修一		4番	織田忠司
	5番	上田幸彦		6番	村瀬泰伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	森稔宏
教育長	荻原正	農業委員会長	織田忠司
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参事	渡辺伸一
総務課参事	女ヶ澤廣美	企画政策課長	佐藤敬貴
産業課長	本内秀明	住民生活課長	宮永博和
建設水道課長	佐藤成芳	保健福祉課長	安部昭彦
子育て応援課長	新関保	診療所事務長	酒井智寛
教育次長	川上祐明	農業委員会事務局長	小林浩二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高橋祐二	書記	平谷雄二
書記	小野山果菜		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回更別村議会定例会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに平成29年第2回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

4月以降気温も高く、また平均的に比較的好天に恵まれたことにより、農作業も進み、作物の生育もおおむね順調であるとの報告を受けております。昨年の自然災害を乗り越え、今後の天候に期待をしつつ、本年が豊穰の出来秋となることを強く願っているところであります。

国際情勢が渾沌とする中、農業では米国のTPPからの離脱後、2国間でのFTAや日本EU間の経済連携協定の動きが見られ、国内的にも農協改革や農業競争力の強化のもと、十勝、更別の農業の未来を杞憂する予断を許さない状況が続いております。また、まだ地方には景気回復の実感がなく、地域経済を守るために、商工業への振興策はもとより、農業者の所得向上と農業基盤整備に向けて最も有効で適切な政策及び対策の実現のため、関係機関と連携をして道や国に働きかけを強めていかなければならないと考えているところであります。また、引き続き少子高齢化、人口減少という大きな課題が提起される中、真の地方創生に向け、第5期総合計画実施最終年度の評価や総合戦略3年目の計画に基づく目標達成のため、その実現に向けた取り組みを強化し、確実な遂行を行っていかねばならないと考えております。また、福祉、介護、医療の分野における喫緊の課題が山積しており、各分野における新たな計画策定を含む総合的で効率的な政策への取り組みを精力的に推し進めなければならぬと決意しているところであります。まさに待ったなしのスピード感を持った村政のあり方が強く村民から問われていると思っております。このような厳しい経済状況や社会環境のもと、輝かしい開村70周年の年にふさわしく、村民が村政の主人公であることを主眼に、情報と意識の共有化を図り、子どもからお年寄りまで笑顔があふれ、一人一人が輝く村づくりに邁進すべく、職員一丸となって進んでまいりたいと考えております。

本定例会におきましては、所要の報告案件1件、更別村農業委員会委員任命同意の件、条例等の制定及び一部改正案件3件、十勝環境事務組合の解散に係る規約変更、財産処分2件の件、一般会計、また特別会計補正予算2件の合計22件についてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どう

かよろしくお願ひいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、村瀬さん、7番、本多さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本定例会の議事運営に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ5月29日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から6月9日までの5日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より9日までの5日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は5日間と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたからご了承願います。

次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

村瀬前期産業文教常任委員長。

○村瀬前期産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、平成29年4月21日金曜日午前10時。

2、調査場所、更別村議会議員控室及び学校給食センター。

3、調査事項、学校給食センター業務について。

4、経過、委員6名により、調査事項について教育委員会事務局教育次長及び学校給食センター主幹の出席を求め調査を行った。

5、調査の結果。

学校給食法が昭和29年施行され、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもので、食に関する正しい知識と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たし、普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的として、目標を掲げ、定義や任務、実施に関する基本的なことを定め、地方自治体は学校給食の普及に努めなければならないとされています。

産業文教常任委員会は、このたび学校給食調理業務を民間業務委託の提案があることから、1つ、現体制の現状と課題、2つ、民間業務委託の提案に至る経過について調査をするものであります。

初めに、学校給食センターを視察した後、教育次長、主幹から給食センターの概要、業務体制、民間業務委託の予算提案に至った経緯、今後についての考え方の説明を受けました。

更別村は、昭和40年に学校給食を開始、現施設は昭和54年に新築し、センター方式（共同調理場方式）で直営調理員5名により給食の調理を行っています。平成24年から更別幼稚園、上更別幼稚園を加え、更別小学校、上更別小学校、更別中央中学校に給食数は平成28年度実績で7万2,935食、1日平均380食を配給しています。

現体制の現状と課題については、調理員の雇用が滞るなど、学校給食の安定した配給に苦慮している。調理員の確保が難しいとする主な原因に、学校給食業務の内容は限られた時間内に調理するという特殊性と重労働によるほか、経験に左右されることも大きいとされている中、3年以内での出入りが多い現状にあるが、離職の多くは自己都合によると整理されています。

給食業務委託の提案に至る経過については、安定的な学校給食の提供を図り、調理、配

送業務の体制を整備し、運営の効率化を図るとしている。安定した給食を配給するための調理員を確保するとした。その人材のノウハウの蓄積を有する民間に委ねることは理解できますが、そのための経費が大きく増す結果となっています。一般的に民間委託する目的は、経費の軽減、業務の専門性、一時的業務などが挙げられますが、給食業務委託が調理員確保のみであり、業務の範囲を明確にするなど、その根拠が説明不足であり、村民に十分な説明責任を果たせないとしています。

今後については、教育委員会は当面現状の体制を維持しつつ、給食センターの職場環境の改善や他課の調理業務との整合性を検討するとしています。産業文教常任委員会は、安定的な調理員の雇用を図るには職場環境によるところが大きいとし、現調理員5名体制の検討、経験年数を勘案した処遇の検討、シフト制、主任、専門職等の勤務体系の検討、調理作業の工程、配置の検討が挙げられました。以上の意見を勘案して、早急に答えを求めるものであります。最小の経費で最大の効果を、課題解決のために十分な検討を重ねて職場環境の改善を図り、安定した体制を構築し、学校給食の目的を果たし、安全で安心しておいしい学校給食を安定的に配給しなければならない。

以上のことを踏まえて、継続して調査を行う必要がある。

以上、報告といたします。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付をされております。

なお、口頭で補足の説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、私から口頭による補足説明をさせていただきたいというふうに思っています。

1番目の農作物の生育状況でございますが、別紙1のとおり、6月1日現在の調査をお示ししてございます。現在おおむねどの作物も順調に生育をしているところでございますけれども、小麦がNOSA Iの届け出によりますと100ヘクタールほど冬枯れの被害等が生じているということで、まき直しも相当数あったというふうにお聞きしております。

次に、2番目の村営牧場の入牧状況ですが、今年度は295頭となっております。昨年より33頭の増となりました。依然として経営転換や離農による農家戸数の減少傾向にありますけれども、本年完成の哺育・育成牛預託施設が本格的に稼働し、その成果が大いに期待をされるところであります。また、JAさらべつ、畜産クラスターを初めとする関係機関との協議を引き続き重ね、村としても今後の村営牧場のあり方を含め、より一層の酪農、畜産振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

3番目の更別村情報公開条例の運用状況については、お目直しをお願いするものであり

ます。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4番、織田さん。

○4番織田議員 ただいまの村長の報告の中で一番最後です。情報公開条例の運用について、ここで請求件数2件来ているのですけれども、もし答えられるのであれば、その内容をお知らせいただきたい。

○議 長 暫時休憩をとらせていただきます。

午前10時17分 休憩

午前10時20分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

末田総務課長。

○総務課長 申しわけございませんでした。

更別村情報公開条例に基づきます請求の内容でございますが、1件は村内の字界がわかる図面の公開の請求がありまして、これを公開しているものでございます。もう一件は、国保のレセプト点検委託業務、これの契約書を公開してほしいという請求でしたが、個人名に配慮して一部公開としているところでございます。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 済みません。聞き取れなかったのです。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 村内の字界がわかる図面の公開を求められたものでございます。字の境界線がわかる図面です。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 報告第1号

○議 長 日程第6、報告第1号 平成28年度一般会計繰越明許費の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第1号 平成28年度一般会計繰越明許費の件についてであります。

地方自治法第213条の規定により、平成28年度歳出予算の経費を翌年度に繰り越しをした件について、地方自治法施行令第146条第2項に基づき別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、ご報告するものであります。

1 ページをごらんください。一般会計繰越明許費繰越計算書であります。それでは、款2 総務費、項1 総務管理費、社会保障・税番号制度整備事業、金額25万4,000円、翌年度繰越額、同額でございます。既収入、収入済み特定財源はありません。未収入特定財源の内訳は、国庫支出金25万4,000円であります。

款2 総務費、項1 総務管理費、地方創生拠点整備交付金事業、金額1億2,500万円であります。翌年度繰越額、同額であります。既収入、収入済み特定財源はありません。未収入特定財源の内訳は、国庫支出金5,978万円、村債5,700万円、一般財源822万円であります。

次に、款6 農林水産業費、項1 農業費、酪農振興対策事業、金額3億185万7,000円あります。翌年度繰越額、同額でございます。既収入、収入済み特定財源はありません。未収入特定財源の内訳は、村債2億8,880万円、一般財源1,305万7,000円あります。

次に、款6 農林水産業費、項1 農業費、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、金額1億4,325万2,000円あります。翌年度繰越額、同額であります。既収入特定財源はありません。未収入特定財源の内訳は、道支出金1億4,325万2,000円あります。

翌年度繰越額の合計は5億7,036万3,000円あります。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第7 議案第29号ないし日程第18 議案第40号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第7、議案第29号から日程第18、議案第40号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件までの12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第29号から第40号までの提案理由を一括して説明申し上げます。

いずれも更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件でございます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、12名の農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めるものでございます。

平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の選

出方法が公選制から市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改められました。この法改正を受け、平成28年12月に更別村農業委員会委員定数条例が施行され、村民の皆様は折を見て農業委員会制度の変更点を説明してまいりました。また、更別村農業委員会委員の選任に関する規定、更別村農業委員会委員候補者評価委員会設置要綱を設定し、平成29年2月20日から3月21日までの30日間、推薦、一般応募による候補者の受け付けを行っております。この結果、12名の方の推薦の届け出があり、4月28日には委員候補者評価委員会が開催され、候補者の評価が行われております。この委員候補者評価委員会の報告を受けまして、12名の方を委員候補者と決定したところでございます。

議案第29号において同意を得ようとする方は、更別村字更別南8線79番地3、河瀬達也さん、昭和33年2月14日生まれでございます。

議案第30号において同意を得ようとする方は、更別村字勢雄319番地3、宍戸功さん、昭和33年6月27日生まれでございます。

議案第31号において同意を得ようとする方は、更別村字更別南7線134番地1、塩田孝弘さん、昭和35年11月15日生まれでございます。

議案第32号において同意を得ようとする方は、更別村字更別南1線76番地2、日崎克彦さん、昭和46年5月19日生まれでございます。

議案第33号において同意を得ようとする方は、更別村字更南南8線42番地3、日光富男さん、昭和32年1月18日生まれでございます。

議案第34号において同意を得ようとする方は、更別村字更南南9線24番地2、道見克浩さん、昭和35年11月14日生まれでございます。

議案第35号において同意を得ようとする方は、更別村字更別南1線99番地17、大地恵子さん、昭和29年8月26日生まれでございます。

議案第36号において同意を得ようとする方は、更別村字更別東13線211番地2、赤澤正信さん、昭和35年6月4日生まれでございます。

議案第37号において同意を得ようとする方は、更別村字更別南2線107番地3、九々昌弘さん、昭和31年10月23日生まれでございます。

議案第38号において同意を得ようとする方は、更別村字上更別南12線112番地2、及川政人さん、昭和45年7月24日生まれでございます。

議案第39号において同意を得ようとする方は、更別村字上更別南13線62番地2、山中賢一さん、昭和37年11月17日生まれでございます。

議案第40号において同意を得ようとする方は、更別村字上更別125番地247、福田隆幸さん、昭和41年3月8日生まれでございます。

以上12名の皆様は、委員候補者評価委員会の評価においていずれも農業委員会委員として適任であるとの報告を受けているところでございます。

任期は、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となっております。

ぜひともご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから議案第29号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第29号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決をいたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

次に、議案第30号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第30号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決をいたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

次に、これから議案第31号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第31号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決をいたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

次に、議案第32号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第32号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決をいたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

これから議案第33号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第33号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決をいたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

次に、これから議案第34号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第34号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決をいたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

次に、議案第35号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第35号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決をいたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

次に、議案第36号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第36号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決をいたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

これから議案第37号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑

を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第37号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決をいたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

これから議案第38号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第38号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決をいたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

これから議案第39号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第39号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決をいたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

次に、議案第40号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第40号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決をいたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

◎日程第19 議案第41号

○議 長 次に、日程第19、議案第41号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第41号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村税条例(昭和50年更別村条例第3号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第118号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第26号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第27号)の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、村長が課税方式を決定できることを明確化するものであります。(2)、震災等により滅失等した償却資産に

かわる償却資産等に対する固定資産税の特例を新たに規定するものであります。(3)、村の許可を得た者が家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、新たに規定するものであります。(4)、肉用牛の事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。(5)、3輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例について、適用期限を2年間延長するものであります。(6)、その他関連条文等の改正並びに字句を改めるものであります。

なお、宮永住民生活課長より補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

説明に際しましては、法律の改正によりましての条や項のずれ、それに伴う条項の繰り上げ等につきましては説明を省略させていただきます、内容が改正された部分のうち主要な部分を説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、新旧対照表の1ページ並びに2ページになります。第33条の4項、34条の9項の関係でございます。今回の地方税法の改正によりまして、特定配当等並びに特定株式等譲渡所得等に係る所得につきまして、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して国税と地方税で異なる課税方式を選択することが可能となったことを明確化するものでございます。特定配当の場合は、総合課税で確定申告、源泉徴収による申告不要、申告分離課税の選択制となっております、所得税の確定申告が提出されている場合でも、その後提出された住民税の申告書に記載された事項その他の事情を勘案して村長が課税方式を決定できることを条例で規定して明確化するというものでございます。

続きまして、3ページから5ページになります。条例第48条と条例第50条についてでございますが、法人の村民税に関して延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。内容は、法改正に合わせた文言の整理でございます。

次に、11ページになります。附則第8条の改正であります。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例、いわゆる肉免につきまして適用期限を3年間延長するというものでございます。現行は昭和57年度から平成30年度までとなっているものを改正後は平成33年度までとするものでございます。

次に、19ページ、附則第17条の2についてでございます。ここでは、優良住宅の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例につきまして適用期限を3年間延長するというものでございます。現行は昭和63年度から平成29年度までとなっているものを改正後は平成32年度までとするものでございます。

次に、固定資産税の改正でございますが、7ページになります。条例第61条8項では、地方税法において第349条の3の4が新設されました。その内容は、震災等により滅失した

償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例についての規定でございます。この法律改正に合わせて、対照する条項の整備に伴う改正となっております。この経過措置につきましては、平成28年4月1日以後に発生した震災等に係る償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用となります。この後に出てきます11ページになりますが、附則第10条、読みかえ規定も同様の経過措置の規定となります。

条例第61条の2と附則第10条の2についてでございます。ここではわがまち特例といって法律で定められた範囲内で課税標準の額の割合を定める規定となっております。

まず、条例第61条の2第1項から3項を説明いたします。近年大都市で保育所の不足が深刻化しており、それぞれの保育所の形態において固定資産税の軽減によって設置の促進を図ろうとする規定となっております。特に軽減幅を大きくせず、国の従前に規定していた割合であります2分の1としているところでもあります。この対象となるのは、家屋と償却資産でございます。軽減期間は定めがありません。第1項が家庭的保育事業、第2項が居宅訪問型保育事業、第3項が事業所内保育事業について規定しております。この規定の経過措置は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税についてはなお従前の例によるという内容でございます。

次に、11ページになります。附則第10条の2について説明いたします。第5項から第9項までは、法律の条ずれによる改正となります。改正前の第10項については、法附則第15条第40項のフロンを冷媒としない冷却機に関する規定が今回の法改正で削除となりまして、法附則第15条第44項の規定が新設されまして、この規定を改正後の第10項で規定しておるところでございます。内容につきましては、保育事業の一つの形態である企業主導型保育事業が平成29年4月1日から平成31年3月31日までに国の補助金を受けた施設について、課税標準を2分の1とする規定でございます。対象資産は、家屋、償却資産のほかに土地も含まれます。軽減期間は5年度分となっております。なお、今回削除になりました法附則第15条第40項のフロンを冷媒としない冷却機の規定の経過措置につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに新たに取得したものについては従前の例によるという内容でございます。

続きまして、附則第10条でございますが、法律改正に合わせて、対照する条項の整備に伴う改正でございます。

7、8ページになりますが、条例第63条の2と条例第63条の3に関してでございます。これは、さきの熊本地震を初め災害が頻発していることを踏まえ、被災者や復興の動きにおくれることなく税制上の対応を手当てする観点から、これまでは地方税法の改正により手当てをしてきた対応の中であらかじめ手当てをしておくことが適当なものについて規定を常設化するという内容でございます。被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用するという規定となっております。条例第63条の2が被災住宅用地の申告に係る規定で、条例第63条の3が共用土地に係る税額の案分の申

し出に関する規定となっております。これらの経過措置につきましては、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年4月1日より前に震災等で滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については従前の例によるという内容でございます。

次、13ページになりますが、附則第10条の3第8項と第9項についてでございます。現在地方税法において新築の長期優良住宅については一般の新築住宅より手厚い特例措置が講じられておりますが、増改築による場合についても新築の場合と同様に、その改修によって長期優良住宅に該当する場合の特例措置が新設されました。条例では、その新設された法律に対応して申告書について規定しております。第8項が熱損失防止改修、いわゆる省エネ改修の申告書についてございまして、第9項が耐震改修について規定しております。以上の固定資産税に関する経過措置につきましては、附則第3条により別段の定めがあるものを除き、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税についてはなお従前の例によることとなります。

次に、軽自動車税の改正についてでございますが、15ページから18ページになります。軽自動車税の種別割の税率の特例につきまして、附則第16条に関する改正でございます。第5項から7項を加える内容でございます。概要といたしましては、燃費性能に応じて税率を低減する軽自動車税のグリーン化特例につきまして、重点化を行った上で適用期限を2年延長する規定を追加するというものでございます。重点化につきましては、排出ガス基準が強化される内容となっております、一つの例としましては、それぞれの軽減率が50%軽減、改正前が平成32年度基準プラス20%達成車を対象としているのに対し、改正後は平成32年度基準プラス30%達成車を対象とする内容になってございます。適用期限の2年延長につきましては、改正前について取得期間が平成28年4月1日から29年3月31日までの車に対して経過年度、つまり特例適用年度が平成29年度となっておりますが、改正後は取得期間が平成29年4月1日から平成31年までの車に対し、それぞれ取得の翌年度を経過年度とする改正となっております。第5項で75%軽減の対象車、第6項で50%の軽減対象車、第7項で25%の軽減対象車に関してそれぞれ規定してございます。なお、この経過につきましては、取得年度の翌年度のみに適用される規定となっております。

次に、附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例についてでございます。これは、法律、条例ともに新設の項目になってございます。この規定の概要は、自動車メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例を定めたものでございます。内容は、グリーン化特例による減税対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が不正の手段によって国土交通大臣認定の取り消しとなった場合には当該自動車メーカーが納付することとして、その納付すべき額は納付不足額に10%上乘せするというものでございます。

以上の軽自動車に関する経過措置につきましては、平成29年度以後の年度分の軽自動車

税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税についてはなお従前の例によるものでございます。また、平成28年度以前の年度分の軽自動車税の額について不足額があることを納期限後において知った場合に、所有者以外に原因があるときにはその原因者を当該軽自動車の所有者とみなして軽自動車税に関する規定を適用することとなります。

次に、23ページ、附則第5条についてでございます。これは、平成26年5月の村税条例改正における附則第6条、軽自動車税に係る経過措置の一部改正となります。施行日は、平成31年10月1日となります。

附則第6条、改正2条についてでございますが、ここでは平成26年5月に議決いただきました平成26年改正附則第6条を文言整理等の改正をするというものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 確認事項も含めてご質問させていただきたいというふうに思います。

ただいま村の条例の一部改正ということで、要旨の中の(3)番目の村の許可を得た者が家庭的保育、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育、利用定員5名以内という条件付きの部分の改正を図りたいということで、条例に盛り込みたいという話でございましたけれども、現実的に村の条例ですので、村としてこのような実態を踏まえた中で条例制定するべく、このような条項が該当する項目があるのか、あるいは将来的にそれらを含めた該当を目指しているのか、その点の確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議 長 休憩をとります。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、まず先に税条例改正のほうでございますが、今回の改正につきましては国の準則に基づきまして税条例の改正を行っているところでございます。税条例としましては、その内容につきまして今回改正し、規定をさせていただくという内容でございます。ですので、軽減等とかにつきましては、該当が出た場合につきましてその適用になっていくという税条例上の内容となっております。

以上でございます。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 ご質問の中で新たにこういう事業が村として計画されているかというようなことでしたけれども、今現在村としてこのことに対して働きかけだとかはしており

ませんが、今後こういう事業をやりたいというような事業が出てくれば、その都度の対応になるかと思いますが、今時点ではそのような状況になっております。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ありがとうございます。多分条例制定の関係につきましては、それぞれ国からの税法等の指示によってというのは理解できるところでございますけれども、ただ、今確認だけさせていただきたいと申し上げたのは、現実的に現実論として今課題になっている保育関係のどうあるべきかという、村のある意味では一大転換期といいますか、政策の中で重要な役目をこれから果たしていかなければならない中で、単独に小規模だとか、家庭的だとかという部分の捉え方は、今のところ村の考えとしては計画がないという回答をいただいた中ではありますけれども、その点の部分は精査をしっかりと図りながら条例制定していただかなければ、国の指示だ、あるいは道の指示だという部分のただ単に横持ちの中の条例を制定するという理由では私としては理解できないし、また将来的にどうあるべきなのかという部分も、この条例を提案したいという根底の中には村のそれなりの指針が内包されていなければ、条例の空洞化といいますか、形骸化という部分がどうしても生ずるのでないかという懸念を持っていますので、その点の確認をまずさせていただいてところでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんからご指摘があったとおりでありますけれども、現実国の法律が変わったということで文言等の改正をしているわけでございますけれども、ご指摘のとおり、保育ニーズ等々、これからの部分につきましてはいろんな村民のニーズ、あるいは形態が考えられます。事業形態も考えられるということがありますので、そのことはしっかりと精査をしながら今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 (2)の震災等による滅失等々の話で、新たにということではちょっと確認したいのですが、加筆された部分で被災市街地復興推進地域が定められた場合というようなことかと思っておりますが、この地域が定められるというのはどういう事態のときか、あとこれはどこで定めるものなのかということについてお尋ねいたします。

○議 長 ここで暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時17分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

宮永住民生活課長。

○住民生活課長 大変申しわけございません。

避難指示と申しますか、当然した場合には村長が定めるということになってございます。ですので、この指示と申しますか、それは誰がするのかということなのですが、こちらについては明確な回答ちょっとできないのですが、確認をさせていただかないと、今この場では回答ができないということでございますが、よろしいでしょうか。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 今答弁を後にさせてくれというお話があって、それを除いて討論を行うことが可能かどうかというのは、私が判断していいのですか。

(異議なしの声あり)

○議 長 それでは、質疑を打ち切ります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第41号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第20 議案第42号

○議 長 次に、日程第20、議案第42号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第42号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村国民健康保険税条例（昭和52年更別村条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、国民健康保険税の軽減の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者数の数に乗すべき金額を5,000円引き上げ、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者数の数に乗すべき金額を1万円引き上げるものであり

ます。

次ページをごらんください。更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表であります。右側の現行の第15条の(2)です。国民健康保険税の減額という部分の(2)、そこに書いてありますとおり、法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万5,000円を加算した金額、この部分が改正後、1人につきまして27万円を加算した金額を超えない世帯ということで、金額を5,000円増額して加筆させていただくものであります。

(3)、その下にいきまして、同じく法第703条の5に規定する部分につきまして、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者の部分を左側、改正後では1万円増額しまして、49万円を加算した金額を超えない世帯に係るという部分に改正をさせていただきたいというふうに考えております。

続いて、2ページ目にまいります。次のページです。2ページ目では、附則としまして、1、この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

2といたしまして、この条例による改正後の更別村国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第42号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第21 議案第43号

○議長 日程第21、議案第43号 更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第43号 更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業条例（平成14年更別村条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、介護予防・日常生活支援総合事業の実施のための介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、更別村介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年更別村訓令第5号）を制定したことから、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、低所得者の居宅サービス利用料の負担軽減を図り、本村での住みなれた自宅における生活支援かつサービスの利用促進を目的に、介護保険料第1段階（生活保護受給者を除く）の適用を受けている者に限定し、本人利用自己負担額の10分の3以内の額を軽減する取り扱いについて、介護予防・日常生活支援総合事業の実施により事業対象サービス名称等が変更になったため、改正するものであります。

なお、安部保健福祉課長より補足説明をいたさせます。また、資料を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。第1条は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する法律が改正され、平成27年4月から村が実施していた介護予防及び高齢者総合相談支援等を行う地域支援事業について、これまでの法で定める介護予防事業から市町村で定める介護予防・日常生活支援事業へ移行し、その中でサービスを規定することとされたため、条文に介護保険法の後に「及び更別村介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年更別村訓令第5号。以下「総合事業実施要綱」という。）を追加するものです。

続きまして、第2条第3号中「通所介護」、「法第8条第7項」をそれぞれ「地域密着型通所介護」、「法第8条第17項」に改め、第2条第4号中「法第8条第16項」を「法第8条第19項」に改め、第2条第5号の全文を「訪問型サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業として、サービスを受ける者の居宅において、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するサービスをいう。」に改め、第2条第7号の全文を「通所型サ

サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業として、サービスを受ける者を老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター等の施設に通わせ、機能訓練の実施又は集いの場の提供等の日常生活上の支援を提供するサービスをいう。」に改め、第2条第8号中「法第8条の2第16項」を「法第8条の2第14項」に改め、第2条第10号中、被保険者の次に「又は総合事業実施要綱に規定する事業対象者」を加えます。第2条第11号中、（平成18年厚生労働省告示第128号）の次に「、総合事業実施要綱第6条第1項及び第2項」を追加し、文言整理のため「又は」を「、」に改め、地域密着型介護予防サービス費の次に「又は総合事業実施要綱第6条第3項及び第4項に規定する介護予防・生活支援サービス事業費」を追加し、第2条第13号の次に第14号「高額介護予防サービス費相当事業 総合支援事業実施要綱第9条に規定する事業をいう。」を加えるものです。

3ページをお開きください。第14号を第15号に条文を繰り下げております。

第3条第3号、「通所介護」を「地域密着型通所介護」に改め、第3条第5号、「介護予防訪問介護」を「訪問型サービス」に改め、第3条第7号、「介護予防通所介護」を「通所型サービス」に改めるものでございます。

第5条は、文言整理のため「又は」を「、」に改め、高額介護予防サービス費の次に「又は高額介護予防サービス費相当事業による支給」を加えるものでございます。

なお、附則にて、この条例は平成29年7月1日から施行するとし、2項にて、この条例の適用日を平成29年4月1日以降の介護保険サービスから適用するというふうにする、平成29年3月31日以前の介護保険サービスについてはなお従前の例によるという経過規定を設けるものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これですべての討論を終わります。

これから議案第43号 更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第22 議案第44号

○議長 日程第22、議案第44号 十勝環境複合事務組合規約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第44号 十勝環境複合事務組合規約の変更の件でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十勝環境複合事務組合規約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、十勝環境複合事務組合規約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次ページをごらんください。次ページにつきましては、十勝環境複合事務組合規約の新旧対照表であります。改正後として、第5章、雑則、（事務の継承）、第17条、組合の解散があった場合においては、十勝圏複合事務組合がその事務を継承する。この文言を新たに加筆するものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものであります。

なお、資料も添付してありますので、ご参照のほうをよろしく願います。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしく願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 これで討論を終わります。

これから議案第44号 十勝環境複合事務組合規約の変更の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第23 議案第45号

○議長 次に、日程第23、議案第45号 十勝環境複合事務組合の解散の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第45号 十勝環境複合事務組合の解散の件についてであります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成30年3月31日をもって十勝環境複合事務組合を解散するものであります。

1の理由といたしまして、十勝環境複合事務組合の解散の協議につきまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これですべての討論を終わります。

これから議案第45号 十勝環境複合事務組合の解散の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第24 議案第46号

○議長 長 日程第24、議案第46号 十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第46号 十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定より、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり、関係町村の協議の上、定めるものとするものであります。

1の理由といたしまして、地方自治法第289条の規定に基づき、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分に関し、別紙により構成町村の協議により定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次ページをごらんください。次ページは、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書であります。地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について下記のとおり定めるものであります。

記、財産処分、1として、組合が所有する一切の財産は、十勝圏複合事務組合が継承することとするものであります。

その他として、2、この協議について疑義が生じたとき、または本協議書に定めのない事項につきましては、関係市町村がその都度協議して決めるものであります。

以下は市町村長の連名の協議書というふうになっております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第46号 十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第25 議案第47号

○議 長 日程第25、議案第47号 十勝圏複合事務組合規約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第47号 十勝圏複合事務組合規約の変更の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合規約を次のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、効率的、効果的な広域連携の取り組みを進めるため、十勝環境複合事務組合と十勝圏複合事務組合を統合するとともに、所要の整理を行うため、十勝圏複合事務組合規約を変更するものとし、規約変更の協議について、地方自治法第290条の

規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、十勝圏複合事務組合同約の全部を改正する。(2)、十勝圏複合事務組合が共同処理する事務に、十勝環境複合事務組合が行っているし尿処理する施設の設置及び管理運営に関する事務、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務、十勝川流域下水道施設の維持管理・運営に関する事務を加えるものであります。(3)、共同処理する事務の追加等に伴い、関係市町村の負担とする経費の区分も改めるものであります。

なお、佐藤企画政策課長より補足説明をいたさせます。また、添付資料を設けておりますのでご参照ください。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、議案第47号 十勝圏複合事務組合同約の変更の件について補足説明を申し上げます。

1ページをごらんください。なお、本件につきましては、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合を統合し、十勝圏複合事務組合に一本化することにより効率的、効果的な広域連携の取り組みを進めることを目的としています。統合の時期については平成30年4月を目標とし、統合後の主たる事務所の所在地は現在十勝環境複合事務組合の所在地であります帯広市のくりりんセンター内に設置される予定となっております。

それでは、規約のほうにまいります。第1条では組合の名称について、第2条では組合を組織する地方公共団体について、第3条では組合の共同処理する事務について、現在十勝環境複合事務組合が実施している事務、表においては(5)、(6)、(7)になりますが、それらを追加しまして、あわせて字句を整理し、規定しています。

2ページをお開きください。第4条では、組合事務所の位置について、事務所の位置が変更となりますので、変更後の位置を規定しています。

第5条では組合議会の組織議員の選挙について、第6条では議長及び副議長について、第7条では組合議員の任期について、いずれも字句を整理し、規定しています。

第8条では、特別議決について追加して規定しています。

3ページをお開きください。第9条では、議会の事務局について規定しています。

第10条では執行機関の組織及び選任方法、第11条では組合長等の任期ということで、副組合長の選任方法の変更と任期の整理並びに字句を整理し、規定しています。

第12条では、補助職員について追加して規定しています。

第13条では監査委員について、第14条では監査委員の事務局について、第15条では教育委員会について規定しています。

4ページをお開きください。第16条では、経費の支弁の方法について、組合の経費負担の一部改正と共同処理事務の追加による負担金区分を整理して規定しています。

第17条では、基金について字句を整理し、規定しています。

5 ページをお開きください。次に、附則でございます。附則第1条では、施行期日について平成30年4月1日からの施行としています。

第2条では事務の承継について、第3条、経過措置では役職員の選任に係る任期等の経過措置について規定しています。

6 ページをお開きください。第4条、準備行為では副組合長の選任手続について、また第5条、最初に選任される副組合長の任期では副組合長の任期の特例について規定しています。

なお、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の現行の規約とただいまご説明いたしました規約の改正案の比較表を議案資料として添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第47号 十勝圏複合事務組合規約の変更の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時29分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第26 議案第48号

○議 長 日程第26、議案第48号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第48号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,032万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億15万4,000円とするものであります。

今回の補正に関しまして主なものといたしましては、歳入にあつては分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、基金繰入金、寄附金、村債、さらには地方創生交付金の財源補填などの歳入調整を行うものでございます。

歳出にありましては、人事異動に伴う人件費と福祉サービス事業所整備事業、農業振興補助金のほか、所要の補正を行うものであります。

なお、資料のほうを添付しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

森副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、最初に給与費明細書のほうでございます。19ページをお願いいたします。特別職の分でございますけれども、比較のところでございます。長等におきまして共済費負担率の変更等によりまして6万1,000円を追加するものでございます。

次のページ、20ページをお願いいたします。一般職の給与費明細書でございます。比較のところでございますけれども、給与費の給料におきましては79万8,000円の追加、それから職員手当等につきましては28万6,000円の減額、共済費におきましては47万8,000円の追加でございます。合計で99万円を追加するものでございます。人事異動等に伴います予算の追加、減額等でございます。

それでは、続きまして歳出のほうから説明をさせていただきます。10ページになります。款1議会費、項1議会費、目1議会費4万8,000円の減額でございます。人事異動等に伴います予算の追加及び減額でございます。

款2総務費、項1総務管理費1,291万円の追加でございます。

目1の一般管理費992万2,000円の追加でございます。次のページ、11ページになります。

(2)の臨時職員等管理事務経費でございますけれども、代替栄養士分の保険料といたしまして30万1,000円を追加するものでございます。また、(3)の職員等人件費でございますが、人事異動等に伴います給料等をそれぞれ追加をし、962万1,000円を追加するものでございます。

目4の地方振興費298万8,000円の追加でございます。説明欄(1)の定住化促進住宅改修事業では262万8,000円を追加するものでございますけれども、寄附を受けました住宅、土地等につきましてお試し体験住宅として整備するための追加でございます。需用費におきまして10万円、それから15の工事請負費でございますけれども、コーキング、水回り、

内装、それから雑木整理等も含めまして252万8,000円を追加するものでございます。12ページをお願いいたします。(2)でふるさと創生事業基金積立金でございます。5月の臨時会におきましてふるさと納税に係る各基金の補正をさせていただきましたけれども、その後ふるさと創生に係る寄附がありましたことから、今後の見込みを含めまして36万円を追加させていただくものでございます。

款3の民生費1,676万2,000円の追加でございます。

主なものでございますけれども、項1の社会福祉費、目1の社会福祉総務費1,656万8,000円の追加でございます。説明欄(1)の障害者総合支援事業でございますけれども、障害者福祉サービス等の報酬改定に伴いますシステム改修負担金として36万8,000円を追加するものでございます。また、(2)の障害福祉サービス事業所整備事業でございます。これにつきましては、村として障害者就労支援事業の推進を図る必要があることから、施設整備支援として1,620万円の追加を行うものでございます。この整備事業の予算資料を別に添付してございます。1ページのほうにはその内容等を記載しているところでございます。2ページ以降、建物の位置、それから平面図、立面図等を添付させていただいておりますので、ご参照のほどよろしくお願いを申し上げます。

目2の福祉の里総合センター費でございますけれども、生活支援ハウスの洗濯機1台を更新するため、9万2,000円を追加するものでございます。

項3老人福祉費、目2の老人保健福祉センター費10万2,000円の追加でございますけれども、老人保健福祉センターロビーに設置しておりますマッサージ機の修繕代として追加するものでございます。

13ページをお願いいたします。款4衛生費368万1,000円の追加でございます。

項1保健衛生費、目3の環境衛生費でございますけれども、汚水処理施設共同整備事業負担金といたしまして、額の確定に伴いまして5万3,000円を追加するものでございます。

目4診療所費89万2,000円の追加でございます。説明欄(1)の歯科診療所維持管理経費でございますけれども、歯科診療所のすが漏れの修繕代といたしまして16万6,000円を追加するものでございます。(2)の特別会計診療施設勘定繰出金でございますけれども、人件費等の増に伴いまして、運営補填分といたしまして72万6,000円を追加するものでございます。

目5保健推進費、(1)の保健指導活動事務経費でございますが、現在栄養士長期病欠ということで、代替の栄養士の賃金といたしまして279万3,000円を追加するものでございます。

14ページをお願いいたします。項5衛生諸費、目1複合事務組合費5万7,000円の減額でございますけれども、(1)、十勝環境複合事務組合負担金、建設分でございますけれども、額の確定によりまして2,000円を追加するものでございます。また、同じ環境複合事務組合、運営分でございますが、額の確定によりまして5万9,000円を減額するものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費88万2,000円の追加でございます。主な内容でございます

けれども、目1の農業委員会費331万2,000円の減額でございます。人事異動等に伴います減額でございます。給料等をそれぞれ減額をするものでございます。

15ページをお願いいたします。目2農業振興費247万7,000円の追加でございますが、更別村地域農業再生協議会推進事務費補助金でございます。今年度から村を経由することから、30万円を追加するものでございます。また、農地等の災害復旧費助成金でございますけれども、新規分等を含めて217万7,000円を追加するものでございます。

目3の農地費でございます。道営畑総担い手育成型事業更別第2地区負担金でございますけれども、171万7,000円を追加するものでございます。

款7商工費、項1商工費、目3観光費14万1,000円の追加でございます。情報拠点施設維持管理経費、道の駅の駐車公園管理委託料でございますけれども、労務単価、経費率の上昇によりまして14万1,000円を追加するものでございます。

16ページ、款9消防費、項1消防費、目3非常備消防費でございますけれども、上更別消防会館のサイレンの設備点検料といたしまして7万6,000円を追加するものでございます。

款10教育費408万2,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、項1教育総務費、目2事務局費490万6,000円を減額するものでございます。(1)の事務局一般事務経費の賃金でございますけれども、通勤手当の再算定によりまして1万7,000円を追加するものでございます。また、(2)の職員等人件費でございますけれども、人事異動に伴います給料等の減額等を含めまして、それぞれ合わせて504万7,000円を減額するものでございます。

17ページをお願いいたします。説明欄(3)の指導主事共同設置事業でございますけれども、これも人事異動に伴いまして給料等をそれぞれ追加、減額等をいたすものでございます。12万4,000円を追加するところでございます。

項2小学校費、目1学校管理費でございますけれども、節7の賃金で特別支援教育支援員賃金、通勤手当等の再算定によりまして3万5,000円を追加するものでございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費53万3,000円の追加でございます。説明欄(1)、私立幼稚園就園奨励事業経費でございますけれども、30万8,000円の追加でございます。次のページをお願いいたします。私立幼稚園就園奨励費補助金でございますけれども、公立、私立幼稚園間の保護者負担の格差是正のために補助金を追加するものでございます。また、(2)の幼稚園運営経費でございますけれども、幼稚園園長の通勤手当等の再算定に伴いまして22万5,000円を追加させていただくものでございます。

項5社会教育費、目1社会教育総務費、予算の増減はございませんけれども、財源区分といたしまして一般財源から特定財源へ20万円移動させる財源振りかえを行うものでございます。

項6保健体育費、目3学校給食費25万6,000円の追加でございます。中学校に給食用の牛乳を一時保管しておく冷蔵ショーケースを設置しておりますけれども、これが壊れました

ので、1台更新する内容となっております。

続きまして、歳入のほうの説明をさせていただきます。6ページになります。款11分担金及び負担金15万2,000円の追加でございます。

項1分担金、目1農林水産業費分担金、道営畑総担い手育成型事業更別第2地区分担金9万円を追加させていただくものでございます。

項2負担金、目3教育費負担金、これにつきましては指導主事共同設置負担金でございますけれども、中札内村2分の1の負担分6万2,000円を追加させていただくものでございます。

款13国庫支出金4,412万3,000円の追加でございます。

主なものでございますけれども、項2の国庫補助金、目1総務費国庫補助金、地方創生拠点整備交付金として4,359万6,000円、新たに追加させていただくものでございますけれども、次のページをお開き願いたいと思います。7ページになりますけれども、款14の道支出金、項2の道補助金、目4の農林水産業費道補助金、節の2の林業補助金、ここでは3,065万5,000円の減額をしております。これは、上更別認定こども園の建設補助金として当初この補助を見ておりましたけれども、今回この補助を全額減額をいたしまして、先ほど説明しました国庫支出金のほうの地方創生拠点整備交付金4,359万6,000円を新たに追加をさせていただくものでございます。

6ページに戻っていただきまして、目2の民生費国庫補助金でございます。障害者総合支援事業費補助金でございますけれども、システム改修に伴います補助金36万8,000円を追加するものでございます。歳出同額となっております。

また、目5の教育費国庫補助金でございますが、私立幼稚園就園奨励費補助金、歳出の3分の1、10万2,000円を追加するものでございます。

目6の農林水産業費国庫補助金でございますけれども、農業経営高度化支援事業更別第2地区補助金といたしまして5万7,000円を追加するものでございます。

7ページをお願いします。款14の道支出金でございますけれども、2,981万4,000円の減額でございます。減額の主なものは、先ほど説明いたしましたけれども、まずは説明欄の経営所得安定対策直接支払推進事業補助金でございますけれども、これは歳出でも説明いたしましたけれども、更別地域農業再生協議会推進事業の歳出と同額の30万円を計上するものでございます。また、節2の林業費補助金、先ほど説明いたしましたように、当初の補助金全額減額をするところでございます。

項3の委託金51万3,000円の減額でございます。

目3の農林水産業費委託金でございます。道営事業の更別第2、第3地区の監督等補助業務委託金36万2,000円を追加するものでございます。

目4の商工費委託金、道の駅の駐車公園管理委託料51万1,000円を追加するものでございます。

款16寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、ふるさと創生事業基金指定寄附金でござ

いますけれども、寄附の実績に基づきまして積算し、36万円を追加させていただくものでございます。

8 ページになります。款17繰入金、項 1 基金繰入金335万2,000円の減額でございます。

目 1 財政調整基金繰入金でございますけれども、財源補填分といたしまして734万7,000円を追加するものでございます。

目 5 の農業振興基金繰入金でございます。これにつきましても財源補填分といたしまして14万2,000円を追加するものでございます。

目 6 の福祉基金繰入金でございます。これにつきましては、先ほど説明いたしました補助金の変更ということで、建設費財源増に伴いまして1,104万1,000円を福祉基金繰入金から減額するものでございます。

目 7 こども夢基金繰入金でございます。寄附がございまして、その寄附額20万円を追加するものでございます。

款19諸収入、項 5 雑入305万3,000円の追加でございます。

目 4 の納付金でございますけれども、今現在中部広域水道企業団へ職員を派遣しております。この共済等の納付金87万6,000円を追加するものでございます。

目 5 雑入でございます。農地等の災害復旧費として還付金217万7,000円を追加するものでございます。

款20の村債、項 1 村債、目 1 過疎対策事業債1,580万円の追加でございますけれども、道営事業で140万円の追加、それから次のページになりますけれども、汚水処理施設共同整備事業で10万円、認定こども園園舎等改築事業におきまして1,430万円、それぞれ追加をするものでございます。

3 ページをお開きください。地方債の補正でございます。過疎対策事業債でございますけれども、現在の金額 5 億7,420万円でございますけれども、先ほどの過疎債、道営事業で140万、それから汚水処理施設共同整備事業で10万、認定こども園園舎等改築事業で1,430万、それぞれ追加をいたしまして 5 億9,000万円とするものでございます。合計におきましては 7 億1,163万5,000円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 お諮りをいたします。

議案第48号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 12ページ、款3民生費、目1社会福祉総務費、説明欄(2)の障害福祉サービス事業所整備事業1,620万円なのですが、これ歳入8ページのところでマイナス1,104万と。当初村が考えていたものとはちょっと違うのかなというところで質問なのですが、この資金に関して村が1,620万円助成するという考えのもとで、この会社の自主財源確保の運営努力と、あと資本金、この民間企業は用意できないのか、なぜされないのか、そのほかコスト縮減とか、そういったことでコストを下げることはできないのかということでご質問したいと思います。お願いします。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 太田議員の質問にお答えします。

この施設は、更別村の第4期更別村障がい者福祉計画の中のサービス基盤の整備ということで、地域に必要なサービス基盤の確保、整備を図りますという言葉に基づいて、この施設をつくっていただくという形で村としては計画しております。それで、当初この会社のほうで国庫補助、当初補助対象経費、本体工事なのですが、3,636万円が補助対象経費ということになっておりまして、その4分の3が補助上限ということで2,727万円を補助要望しておりました。しかし、国のほうの介護施設、福祉施設等の部分で、皆様ご存じのとおり、災害ですとか、大阪でしたか、いろいろな危険な状態にあるということで、そちらの改修のほうにお金がとられまして、全国的に割り落とし、新規施設に関しては満額つかないということで、1,107万円の補助ということになりました。当初2,727万円です予定していたものですから、その差額の1,620万が足りないということで、今回村のほうでぜひとも必要な施設ということで補正予算を上げさせていただくということになっております。また、この業者さんなのですが、そのほかに村の土地の購入分、これは3月24日にお金をいただいておりまして、その土地の購入分が337万1,000円、そのほかに厨房施設分がありまして、この業者さんの負担分が1,650万円程度になる予定でございます。本体工事含めです。

それで、コストの縮減なのですが、これから工事の入札、国庫補助金ということで入札や何かありまして、本体工事についてはコストの縮減がある程度圧縮が図られるのかというふうには考えております。また、厨房設備等の施設に関しても全てを新品でそろえるということではなくて、使える中古品等のものも考えているようでございますので、そちらのほうでコストの縮減を図っていく予定だそうです。

以上です。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 ということで、自主財源の確保に向けて運営努力はしていってくれるということなのですが、民間企業としてふるさと創生事業300万円使っていると思うの

ですけれども、そういった更別村からの補助というか、土地購入に関して合わせた補助というのは全体で幾らぐらいあるものなのですか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今言われた土地の購入に関する補助というのはありません。これは、会社さんの自己資金のほうで買っていていただいております。そのほか厨房設備等に関しては、ふるさと創生のものについてはまだ打ち合わせが終わっていませんけれども、そちらのほうの活用を検討していく予定でございます。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 ということで、そういった話を聞きながら、この施設の村が考える必要性、有効性についてお聞きしたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 この就労支援施設ですけれども、2年前に業者さんのほうから更別に進出したいというお話がございまして、それから話を進めてきた経緯がございます。そのときに、コムの里構想のほうの就労支援施設に関してはまだ生きておりましたので、社会福祉法人のほうにその点を確認して、まず業務形態が違うということと、対象としている人たちが一部重なるのだけれども、地域のことを考え、それは了承するというので、まずこの話を進めてきた経緯がございます。それと、村にこの就労支援施設、就労支援継続B型、就労移行支援施設というのが今現在ありません。先ほど話したとおり、第4期更別村障がい者福祉計画の中で地域に必要なサービス基盤の確保、整備を図っていくということでございますので、村としても必要な施設というふうに考えております。また、この施設は南十勝一円を視野に入れておりまして、大樹町までを送迎の範囲とするということで、他町村でもこの施設に対する期待をしているものがありますので、村としてはぜひとも建設していきたいということでございます。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 この就労施設は20人の収容があると、その中で更別村の子どもたちというか、障害を持つ子どもたちというのは何人ぐらいが該当するのか。そして、それを望んでいる人たちのニーズというものもあわせて聞かせてください。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今現在5名の方がこの事業所、帯広のほうにですけれども、通っております。その方たちは、送迎サービスを使い、通っているのですけれども、更別のほうに移行していただくということでは確認はとれております。そのほか、これから施設が建設されて、ある程度1月ごろからそういうものの募集をかけていくという形でございます。更別でそういう方たちもいますけれども、ただ全ての子どもたち、障害を持つ方たちに合うということはないと思いますので、その事業形態、それとかカリキュラムに合う人たち、

募集かけたときにそういうような説明をしていって、通っていただくという形にしたいと思っております。

以上です。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 この会社が運営するに当たって、どれぐらい年間的に利益を出す、収益を出すという予定というところは聞いていますでしょうか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 一応収支計画の上では年間200万ぐらいの差し引き収益ということで収支計画書では上がってきています。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 利益は200万程度出していくと、そういった中で村は補助するということなのですけれども、これ利益出すなら、貸し付けするとか、そういったことにはならないのでしょうか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 貸し付け等は、あくまでも補助金の差額ということで、当初資金計画等の中にもありましたように銀行借入れ等も考えているということで、助成金という形で今回は進めさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 今の説明の中で、この施設のある必要性というものはある程度感じるところもあって、商店街の施設、ああいう場所にあるということで、店がふえたり、雇用が生まれてきたりだとか、それが拠点になっていい仕事ができればということはわかるのですけれども、この補助について、ある程度の利益を出す中で貸し付けをするというほうが僕は正しいのではないかなと思うところがあります。なぜなら、民間企業として補助ありきでやっていくというのは、運転資金の最初の面でお金がないのだったら、その後運営していてもお金が底をついてしまったり、補助が目的となってしまって立ち行かなくなってしまうことがあるのではないかなと、そういった面で私は貸し付けということで民間企業にもある程度の責任と自覚を持っていただきたいということがあるのですけれども、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 確かに民間企業である以上、利益を上げるような収支計画というのは当然だとは思いますが、あくまで当初の資金計画上、先ほどの私の答弁の中では当初の運営費等には触れておりませんが、そういうものの借入れは銀行からするという話を聞いております。それも含めて、借入額が余りにも大きくなると借入金の返済額もまだ大きくなるということが、それが利益を圧迫していくということで、当初の運営自体から苦しくなっていくということも考えられますので、今回は助成金という形で考えさせ

ていただいております。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 私は、その中でどうして民間なのに補助しなければいけないのかなというところがちょっと不満に思うところです。そして、公平性というところで再度質問したいのですけれども、ふるさと創生基金で300万出ていて、場所の整地についても整地しました。公平性という面でほかの団体、ほかの会社、村民との間で公平はどのように保たれているのかなと、ほかの民間企業と比較したときに、商店街だって潰れてはいけなとか、そういったことももちろんあると思うのですけれども、その辺の公平性というものはどのように保たれて、どのような精査をして判断したのかということをお聞かせください。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 村の社会福祉施設、例えば地域密着型介護老人福祉施設、これも民間でございまして。これに対しても建設補助は出しております。それと、NPO法人が利用している元気の里さらべつ、これにも建設するときには補助を出させていただいているということで、今回のこれも運営は民間会社ですけれども、あくまで社会福祉施設、就労移行支援施設、就労継続支援B型ということで、村としては社会福祉施設位置づけのもと、今回の建設助成を考えている次第です。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 先ほど太田議員がかなりいろんな質問された中で、要は村が必要とする施設という根本的な考え方に基づくということで私は理解しておりますので、何らかの支援をするのだらうということも含めて、あわせて民間企業ですから、企業誘致だとか、そういったごく普通の補助を充てなかった理由だけをまず初めに確認させてください。企業誘致条例にまずのらないか、のるかということと、あと市街地活性化の補助金で500万の補助金がありましたよね、そういったものにのせなかったところの理由を教えてください。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 先ほどの2つの福祉施設に関しては、建設補助ということで民生費のほうで前回も支出させていただいているということで、それと同じ考えのもと、社会福祉施設ということで、財源をちょっと先ほど説明し忘れたのですけれども、福祉基金1,620万円を取り崩してこちらのほうの財源に充てていくという形にしております。あくまでも社会福祉施設ということで、今までの考えと同様に助成金を計上していた次第です。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 社会福祉施設ということで理解できました。

先ほど財源の内訳で1,620万全額。私これいろいろ見させてもらって、今回の歳入のほうでは組み込まれていないのですよね。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の繰入金の中で、ちょっとわかりづらいのですけれども、先ほど上更別認定こども園の分がありました。そちらのほうの補助金がふえて、過疎債もついたということで、認定こども園分の福祉基金の繰入金が当初6,286万7,000円から3,562万6,000円と2,724万1,000円落ちております。それに就労支援施設分の1,620万が足ささって、マイナスの1,104万1,000円という今回の福祉基金繰入金の補正予算として計上させていただいている次第です。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ありがとうございます。

それでは、施設の内容について触れさせていただきたいのですが、今回就労継続支援B型施設ということで、私余り深く理解できないところもありまして、A型、B型の中でB型からA型、または併用という施設への移行というのは考えられるのでしょうか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 基本的にA型というのは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者が適切な支援により雇用契約と社会保険の加入に基づき就労する者の施設でございます。対して就労継続支援B型は、同じく一般就労には結びつかない者や一般就労についた者が心身状態等により引き続き当該事業者には雇用されることが困難になった者に対して、生産活動、その他活動の提供及びその就労に必要な基礎知識、能力の向上に必要な訓練を行うということで、こちらについては雇用契約等は結ばないという形になって、そういう違いがありますので、今回はB型と。また、就労移行支援というのは、一般就労に向けた取り組みということで、履歴書の作成ですとか、電話応答の訓練、面接訓練、体験実習、あと身だしなみの注意とか、資格取得のための教育、それと就労に向けての施設外就労ですとか、施設外の体験ですとか、そういうものやっって一般就労に結びつけていくという事業となっておりますので、通常新規卒業された者が就労移行支援、これは2年間という形になっておりますけれども、それを受けて、あくまで目的としては一般就労に結びつけていくという形です。ただ、ある程度の障害を持ったりなんかしている人たちですので、どうしてもなじめない等の問題もあると思います。そういう方に関して、そこでやめて、そのままにするのではなく、B型で新たな訓練を施し、また新たなマッチングを探して就労に結びつけていくという、こういう流れになっておりますので、移行支援とB型というのは今回一緒に事業をやっていくという計画になっておりますということです。よろしく願います。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 丁寧にA型、B型の違いも説明していただいたのですけれども、私が聞いているのはその中身ではなくて、大体それは調べてわかりますから、A型とB型の併用施設ということの可能性というのはないのか。それは制度上ないのか、あるのかという質問だったのです。それと、A型というのは今後考えられるのか、これがB型からA型に移

行するという事はないのかといった質問でございます。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今のところ運営会社のほうからA型に移行するというお話はお聞きしていません。あくまで就労移行支援と就労継続支援B型という形で進んでいくというふうにお聞きしております。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 次に、資料のほうでこの図面を見させていただきまして、支援する以上は、いろんな意見があるのか、ないのかは別にして、私は1点ちょっと気になった部分がありまして、今はユニバーサルデザイン化といいまして、玄関アプローチ等がここには記載されていない、こういう施設になってございますが、村で言っている障害者のいろんな意味のアプローチの仕方があろうかと思えますけれども、その辺の注文ではないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回最初1階では軽食をメインとして、就労移行支援等働くと。2階のほうの教室と書いてあるのですけれども、こちらは作業室も含めるのですけれども、帯広の業者さんの委託業務ですとか、何かのものについて委託作業もその場でやっていくという形になっておりまして、ただ1階平面図のカウンターについては本当に要るのかどうかという形では今業者さんとお話ししている最中ではございまして、厨房をもう少し広げていって、ほかの事業に対応できるようにというお話はさせていただいている最中ではございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 いろいろご検討されているようですので、ぜひ玄関のアプローチ、これもよく考えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 玄関のアプローチ、ほぼ階段1段ぐらいですけれども、障害者対応ということであれば、例えば車椅子のスロープですとかなんかという面に当たるのかなと思いますけれども、その辺については業者さんのほうにお話しして、検討していただけないかということでお話ししていきます。

以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ちょっと太田議員と重複するような質問になると思いますけれども、端的にご質問させていただきたいと思えます。

まず、計画の段階で金銭の関係の内容について少しご質問させていただきたいというふうに思えます。まず、本施設につきましては、国の補助事業ということで、今説明いただいたのは3,636万円だということで、4分の3が補助金の予定で申請上げたけれども、諸事

情があつて1,100万の補助金がある程度内定できたという部分の説明と、そのうちの自主財源も含めて、村の助成も含めてということで、それぞれ説明いただきましたけれども、村が今補正として1,620万、それはその業者に限ったということではないのですけれども、それプラスふるさと創生資金300万を用いてということになると、村からの手出しがおおむね1,900万を超えるような形になるという解釈で僕は正しいのではないかとこのように思っていますけれども、実際土地の取得もありましたし、村で解体して渡したという部分ありますので、いま一度総体的に、まだ経過措置かもしれませんけれども、施設に係る部分、土地、施設、それに係る経費、全体的な経費が幾らかかかって、そして村の持ち出しがどれぐらいかかるのか。なぜそれを言うかという、しつこいようですけれども、2月の段階でこの事業を展開する中で国の補助金をかなり当て込んだ中の施設ということでご説明を受けています。その中で、なおかつ村は25%程度の助成金を考えていきたいのだというご説明もいただいている経過がありますけれども、全体的に見たときに、では村が幾ら、何%ぐらい持ち出すのだというのがこの数字では不明なので、その部分回答いただきたいというふうに思っております。

○議 長 答弁調整のため2時35分まで休憩といたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時34分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 先ほど建物解体費も含めてという形ですので、平成26年の繰越明許ということで27年度に270万円建物解体費を払っておりますので、1,620万と合わせると1,890万になるのかなというふうに考えております。また、先ほどふるさと創生の分ありましたけれども、厨房施設はまだどのようなものを入れるか、その対象となるか、ならないかというのがあつて、その打ち合わせはまだ実際のものに進んでいないので、何ぼになるとは今は言えませんけれども、一応その利用も考えているということでご理解いただきたいと思ひます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今ご説明いただきましたけれども、端的に心配している部分は、民間企業として更別に参入してきて、果たして本当に収支が合うのかというところが最大の課題なのです。今の20人規模の就労支援並びに支援B型の合わせて20人という部分が、今更別の地域では担保といいますか、ある程度希望者の中では5名はいらっしゃるという説明をいただいたのですけれども、その収支案というのを村として持っていなければ、これから将来に向けての会社経営に対する部分の考え方も違ひ、対応も違ひてくると思うので、端的に言ひますと、今言われた村の持ち出しは持ち出しとして、その収支の予算案がまず

入手できるのか、あるいは公開できるものなのか、提示していただけるものなのか、その点の確認を1点させていただきたいというふうに思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 村に出てきているものは当初計画のものでありますけれども、それであれば出すことは可能ですけれども、ただその中で売り上げ等はいくまでも見込みであると。先ほど200万円というのありましたけれども、その建物の修繕の引当金とか何かがある中からまた引かれるので、実際にはまだ差し引き収益というのは圧迫されるのかなというふうになって、そういうのがまだ入っていない状況の収支計画書だったらありますので、その部分については出すことは可能です。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 あえて今説明いただきましたけれども、当初の計画の200万という部分はかなりきつい計画というか、私個人としては収支何とかプラス・マイナス・ゼロぐらいでおさまるような形にしなければならないのかなという判断をしているところも一部あります。膨大に利益が出てどうのこうのというのを期待しているわけではないので、当然その部分での障害福祉サービスという形でございますので、どの業界見てもさほどそんなに利益が出ているという形ではないですので、それは大なる期待というか、収支のバランスで大きく利益をとりなさいという言い方はちょっとできないところがあるのです。それで、それも含めて、今本当に心配しているのは、所定の定員数20名、内訳としては就労移行支援がとりあえず計画で8名、支援B型が12名ということの部分ですけれども、これって満度に入っての運営計画になっていると思うのですけれども、それらの考え方、南十勝、大樹までという希望があるという中で、計画の中に20名という形で本当に押さえていっているものかどうなのかという部分、その点の捉え方というのはどういうふうに村として押さえているのか、その説明をいただければというふうに思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 先ほどもご説明したとおり、南十勝全域を相手にして、先ほど大樹までは送迎を計画していると。広尾の方も大樹まで来ていただければ、その分の送迎をするということになっております。また、忠類地区、中札内のほうにも移行支援、継続支援B型という施設がないので、そちらのほうの障害を持つ方たちも一応入れて、それからこれから高等養護学校を卒業してくる生徒さんたちもおられますので、そちらのほうでは20名定員でもちょっと足りない可能性もあるというふうには業者さんも考えていますけれども、自分たちのできる規模は20人という形でご返事をいただいております。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 では、最終的に計画案の数字は別としてでも、別途あれしてでも、一応計画案の中で20人支援という形で計画は押さえているということによろしいでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 定員は20名ということで、国のほうにも建物の補助金申請のときに上げて定員を出しておりますので、そういうふうには押さえております。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 人件費のことでお尋ねします。総額で99万円の増ということで、人事異動がございました。それで、今回の昇格等によるものが主なことだと思いますが、人件費が少なからず財政を逼迫するということも含めて、ラスパイレス指数の関係で、わかる範囲でよろしいのですけれども、どのような傾向になるかお尋ねします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ラスパイレス指数に関してですけれども、平成29年のラスパイレス指数ということになりますと、平成29年4月1日付の村の給与額と国家公務員の相当職種、経歴での比較ということになります。国のほうの給与額のほうもラスパイレス指数に使用する数値ということで今整理をされている作業だと思いますので、比較対照となる国の給与額がまだ示されておられませんので、今現在村のラスパイレス指数について申し上げる状況にございませんが、例年でいけば秋ごろにラスパイレス指数の算出の指示があって、道に報告しておりますので、そのころにはラスパイレス指数が出ることと思っております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 そこで、人件費というのは先ほども言いましたように財政的に逼迫するという要素がありますから、ここで言われるのは、俗に言う適正な配置であるとか、定数管理といったことになろうかと思えます。そういった意味で、定数管理におけることについては総務課あたりではかなり吟味してやっているかと思えますけれども、今後について退職者不補充程度という推移の中で考えられているかどうかだけ確認させてください。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 一時期の団塊の世代の退職から見まして一段落、退職者についてはピークは過ぎ去ったのかなというふうに思っております。ただしかし、市町村合併の当時の話の中で、行革に対しては人員の補充等を過去制限をしてきた経緯がございます。その中で、満遍なく年齢階層の職員がある程度バランスよくなっている場合には過去そうやってきた経緯があって、今現在は次の退職者が何年後かに出るという状況になっております。前回と同じような手法をとりますと、年齢構成等についてもかなりバランスが悪くなってくるということが考えられますので、できる限りは年齢階層に穴があかないような形で、できれば補充等はしていきたいなというふうには考えています。これは、将来更別村がこれから何十年続かわかりませんが、年齢構成等のバランス等も考慮しながらの採用等をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 11ページになります。目の地方振興費であります。先ほどの説明の中でちょっと気になったものですから、再度確認も含めて質問させていただきたいと思います。まず、定住化促進住宅の改修事業ですけれども、この工事については理解できるわけなのですけれども、先ほどの説明ではお試し住宅と言われたように思うのですけれども、お試し住宅の改修をしたいということで理解してよろしいのでしょうか、まずそこから聞きたいと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 こちらの改修事業につきましては、お試し住宅前提ということではありませんで、定住化促進住宅ということで、改修の後には、定住化促進住宅の条例がありますので、条例の中で位置づけしたいというふうに考えております。今のお試し住宅につきましては、定住化促進住宅としているものをお試し住宅の要綱で使用している状況でございます。お試し住宅のほうが現実的には申し込みが多いものですから、来年の4月からの運用ということで考えておりますけれども、それまでの間には考え方を整理して進めてまいりたいということで考えております。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今の説明で大体わかりました。条例があつて、その条例の中には使用料、住宅料ですね、そういったことも当然検討しなければならないというようなこともあるでしょうし、今からという部分もこれはわかります。ですけれども、定住化促進住宅がご承知のように1戸しかないわけなのです。ですから、定住化促進住宅の部分で、意見になってしまいますけれども、進めていただきたいという要望もありまして、その辺住宅料ということになれば当然使用料等審議会にも諮っていただくろうし、いろんな人方の意見を聞きながら、今ここでコンクリートに固めるのではなくて、更別村の人口をふやしていくというような、そういう意味合いからもさらなる検討をしていただきたいなというふうに思いますけれども、その点どうでしょう。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 定住化促進住宅につきましては、村内の空き家ですとか、そういったものを有効活用するといった趣旨がまずございます。ニーズがある程度あるというような声も議員からお話ありましたけれども、いきなり新築とか、そういうことにもなかなか事業としては難しいかなというところで、まずは空き住宅等の有効活用から図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今ちょっと私の質問が悪かったかと思うのですけれども、この予算についてのこの場所での考え方の中でということなのですけれども、お試し住宅というのは、先ほど説明あったように、いろんなところから更別村に来たいという人もいれば、それか

ら行ってみたいという人もいれば、いろんな要素があると思うのですけれども、定住化促進住宅を進めていただきたいという意味で先ほど質問させていただいたのですけれども、今整備しようとしている部分に関しては、お試し住宅よりも定住化促進住宅でやっていくのでしょうかということを私確認の意味で聞いているわけなのです。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 こちらについては、定住化促進住宅の条例ということで位置づけしてまいります。募集等かけていく中で、応募がなければ、またお試しだとか、そういうのも考えられるところで、そちらについても4月の供用までに精査してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 質問変わりますけれども、ページ数は13ページの民生費の中の目5の保健推進費の中の説明欄に保健指導活動事務経費の関係の補正が載っております。いろんな分の個人情報もあるので、大変でしょうけれども、この活動につきましてはいずれにしても性質上栄養士を置かなければならないという義務化の中で進んでいる事業だというふうに判断しているところでございまして、現況の部分の栄養士の対応並びに今後の臨時という中でそういう部分の補正上げているという部分。心配しているのは、途中で6月になってという中で資格を持っている人たちの雇用も含めてということを見ると、日が変わりで栄養士職をやるというのはなかなかできない部分があると思うのですけれども、考え方がそちらに通じるかどうかかわからないのですけれども、心配しているのは一定のきちっとした人の人員配置をしてもらいたいというのが本来からいえば要望なのですけれども、今までの経過措置と今後その部分についての対応の仕方というもので何か思いがあれば、ちょっと説明いただければというふうに思っているのですけれども。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 先ほど栄養士の休職に伴い、今回の賃金を上げさせていただいているということで、現在管理栄養士さん1名、4月から来ていただいております。その方を継続して6月1日以降も雇っているという状態で、その分の不足分を今回上げさせていただいたということになっております。そちらの方は今広尾から来ていただいているのですけれども、とりあえず管理栄養士さんということで働いていただけるということで、今回補正を上げさせていただいている次第です。

以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ありがとうございます。確かに今ご回答いただいたように、今年度というか、今後も継続するという部分は一安心なのですけれども、来年以降の課題にもなってくると思うので、人事権は我々関与すべきではないのですけれども、ただ採用としては臨時というか、そういう形の継続になると思うのですけれども、それらの押さえ方というのは、広尾から通っているという部分もありますし、交通の部分もありますし、危険性もあ

るということを鑑みますと、そういう部分できちっとした対応というものを図っていかなければだめかなというふうに感じているところなのではございますけれども、その点の捉え方というか、先の話も含めた形になるかもしれませんけれども、その点の思いといたしますか、考え方ありましたらちょっと示していただきたいというふうに思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 お話はわかるのですが、今管理栄養士さん休職をしています。これは休職ということで、復活の可能性もありますということで、とりあえずこの方、今年分上げさせていただいておりますけれども、もともと正職員でいる管理栄養士さんですので、そちらの方の復職を待っているという状況で、今臨時の管理栄養士さんで対応させていただいているということでございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 済みません。ちょっと回答しにくい部分もあると思うのですが、私どもが心配しているのは、大事な病院の入院患者さんとか、それらの食事をつくっているという部分ありますので、一日たりとも欠員があつて滞るとするのは心配されますので、その点のご配慮だけをきちっとしていただいて、欠員というよりも滞りなく業務が進めていただけるようお願いしたいというふうに思っております。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 厨房業務には栄養士さん、これは12カ月の月額職員ということで別に手当をしております、そのほか健診業務等の指導を行えるのは管理栄養士さんという方ですので、その方の賃金ということになっておりますので、厨房業務に関しましては別に当初から栄養士賃金というのを持たせていただいて、1年間雇っております、継続しております。

以上です。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 15ページなのですが、農林水産業費、農地等災害復旧費助成金ですが、この内容についてお聞かせください。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 農地等災害復旧費の助成金の件でございますけれども、昨年の台風の影響で被災した農地、施設等の復旧を行うという村の単独事業の継続分でございます。当初予算も計上させていただいているところでございますが、年度の節目で工事を予定されていた方で年度内に完了しなかった方が新年度のほうにずれ込んできている件ですとか、当初こちら側で取りまとめをしていた際にお申し込みをいただいていた方が、春になってから修理を必要とする、また農地の状態が思わしくないというような方が想定以上にいらっしまったものですから、今回不足分となるものを追加をするところでございます。なお、事業の完了は6月の30日までに復旧を終えたものというものを対象としておりますので、

今回見込みで計上している部分もまだ若干含まれております。事業費が確定した際には、この範疇でおさまる予定をさせていただきますけれども、執行残等が出る可能性もあるというところでございます。

以上です。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 当初430万ほどでしたか、予算組んでいましたけれども、今回その半分ぐらいの金額ということで、6月二十何日でしたか、が最終ということなのですけれども、来年以降もこういったこともあろうかというふうには思うのですけれども、ことしは6月30日ということで、暫定で少し上乘せしているということなので、これが限度かなというふうに思うのですけれども、今後こういったことについて限度というか、予算ですからわかりませんが、限度がなければだめだというふうに思うので、その辺の限度については考えていませんか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 この復旧事業の助成の制度に関しましては、去年の台風の被害等を鑑みまして、激甚災害に指定をされたというところもありまして、去年の夏から秋にかけての段階で判断をさせていただいたところでございますが、ことしの営農に支障を来すおそれがあると、前年の作がまだ確定していないというようなところで、農業関係の生産能力が低下する、そういったことを避けるために今回激甚に指定された連続台風のみを対象ということで設定をさせていただいております。限度額というようなところに関しましては、財源のお話になるのかなと思っておりますが、村のほうで備荒資金を蓄えているものが災害に充てることができるということで、今回は村の持ち出しは一般財源ではなく備荒資金のほうを全額充てるというような形で事業内容を設計させていただいております。今後に関しましては、同程度の災害が発生した場合、村内の被害状況等を鑑みまして、その都度対応については考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 わかりました。災害というのはどういう想定でやってくるかわからないのですけれども、そういった時点ではまたこういった事業ということも考えるということもありますね。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 基幹産業でございますので、そのほかの商業関係も同じですが、被害の程度、また災害の状況、そういったものを鑑みて適切な判断をしてみたいと考えているところでございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 先ほどの村瀬議員の人的費に関連しての質問なのですけれども、適正配置、そういったところから、今年度村の人事は昨年から参事がふえたのですけれども、そ

の考えはどういった考えでふえたのでしょうか。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 参事の職なのですけれども、特命の配置ということになりますので、4月1日に総務課に配置されました参事につきましては、75周年記念事業の準備作業、それから人事評価の制度の見直し、これらを特命の業務ということで配置しております。

以上でございます。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ちょっと飛んでしまいますけれども、収入の関係でちょっとお願いをしたいというふうに思っております。8ページの福祉基金の繰入金の関係の内容でございます。先ほど保健福祉課長のほうから、総体的に相殺して最終的には繰入金1,100万の減額という話になりますけれども、これは基金運用でございますので、できれば補正といえども項目的にきちっと明記していただかないと、これは内容的に、余り渋い顔をしないで聞いてほしいのですけれども、1,100万という減額だけでは内容的に本当にわからないという部分がありますので、説明いただいたから内容がわかったという部分も多少あります。できればその基金の動きは明確に議会に示していただきたいという思いがありますので、もう少し丁寧な表示をお願いしたいというふうに思っています。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 今後気をつけて、十分説明に努めさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 長 質疑ございませんか。よろしいですね。

申しわけないですけれども、議長のほうで。先ほど質問の中に今度の障害者さんの事業所、それは村の企業誘致条例の事業にはのらないかという質問があったときに答えていないのだけれども。僕自身は聞いていない。議会ですから、大事なことですから、きちっとそこは整理整頓して答えてもらわないと。

佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 申しわけございません。

先ほどのお話でふるさと創生事業の関係の助成金の話かと思えます。

○議長 長 そうでないですよ。企業誘致条例にのっかるのか、のらないのかという。それ大変な差だよ。固定資産税の減免から始まって、従業員の助成から始まって。

答弁調整のために暫時休憩いたします。

午後 3時04分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 大変申しわけありませんでした。

先ほどの事業者の方からお話あったときにこちらで確認しておりまして、更別村企業振興促進条例というのがありまして、その中で定める要件の中で第3条、助成企業の指定というのがあります。その中で常時使用の従業員数5人以上という要件がありますが、計画としては4人ということでしたので、該当しないというようなことで判断しております。

以上です。

○議 長 これで質疑を終了してよろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 西山村長。

○村 長 この際ですから、1つ私のほうからお願いなり申し述べさせていただきたいと思えます。

先ほどの事業所の件に関しましては、皆さんに真摯なご審議、ご討論を行っていただき、本当に心から感謝を申し上げます。後の日程で一般質問の中でリラクタウン構想等々について私のほうからご回答申し上げますけれども、私としてはこの村にいろいろな事業計画、いきいきふれあい計画、更別村障がい者福祉計画並びに更別村障害福祉計画、これはいずれも29年度、今年度が終了年であります。リラクタウン構想は平成9年、この計画によれば平成21年か22年には就労施設は稼働していなければなりません。これが全くできていないというのは、やっぱり村の責任であると思えます。したがって、この村に現在就労支援施設がB型、A型あるいは就労移行支援施設がないということは、これは非常に問題であるというふうに私は思っています。今回このような形で補正に組ませていただきましたけれども、今後関係団体、あるいはいろんな方たちと協議を重ねながら、障害者福祉あるいは福祉サービス事業全般にわたって皆さん方のご理解を得ながら前進をさせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 これで質疑を終了いたします。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第48号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第27 議案第49号

○議長 日程第27、議案第49号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第49号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

第1条の診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億241万5,000円とするものであります。

診療施設勘定の歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費で72万6,000円を増額し、補正後の予算を2億4,292万6,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費の説明欄にまいりまして、(1)、総務管理経費で72万6,000円の追加であります。節2給料は9万7,000円の増額、節3職員手当等は31万3,000円の増額、4共済費で28万2,000円を追加、節19負担金補助及び交付金につきましては3万4,000円を増額するものであります。いずれも職員の人事異動によるものでございます。

次に、歳入にまいります。5ページをお開きください。款4繰入金で72万6,000円を増額し、補正後の予算を1億3,723万9,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金で運営補填分として72万6,000円を増額するものであります。これも職員の人事異動によるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これですべての討論を終わります。

これから議案第49号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎休会の議決

○議 長 ここでお諮りをいたします。

議事の都合により、6月6日及び6月7日の2日間休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、6月6日及び6月7日の2日間休会とすることに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

(午後 3時17分散会)